

## 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 介護予防訪問介護事業実施要綱

(目 的)

**第1条** この要綱は、加齢に伴い生活維持能力が低下した高齢者に対し、対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に所属または登録された訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を予防することを目的とする。

(実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会とする。

(利用対象者)

**第3条** 本事業の利用対象者は、65歳以上の一人暮らし世帯又は高齢者夫婦世帯に属するものまたは心身の障害により日常生活上の援助が必要なもので、会長が認めたものとする。

2 本事業の利用を希望するものは、別紙利用申請書を本会会長に申請するものとする。

3 会長は、前項の申請について、利用を承認又は却下するときは、別紙「利用登録承認・却下通知書」を申請者に通知するものとする。

4 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことが出来る。

(1) 常時医学的な管理下におかなければならない者であるとき

(2) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある感染症または精神性疾患を有する者であるとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に不相当と認めたとき

(サービス内容)

**第4条** 本事業で行うサービスは、次のとおりとする。

(1) 生活援助（掃除、洗濯、食事の準備、買物及びそれに類する援助）

(2) その他会長が特に必要と認めたもの

(利用料)

**第5条** 利用料は、1時間当たり1,000円とする。

2 利用料は、一月分の利用料計算し翌月の10日までに利用者宛請求するものとする。ただし、「対馬市軽度生活援助助成費支給事業」により委任を受けた場合は、その助成額を直接対馬市に請求し、その差額を利用者宛請求するものとする。

(委 任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、平成18年6月1日より改正実施する。
- 3 平成18年5月31日以前に対馬市軽度生活援助助成費支給認定を受け本事業を利用している者は、本要綱第3条第2項に規定する申請を免除することが出来る。